

役員の報酬等並びに費用に関する規程

一般社団法人 回復支援の会

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人回復支援の会（以下、「当法人」という。）の定款第30条の規定に基づき、当法人の役員の報酬等並びに費用に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事をいう。
- (2) 常勤の理事とは、理事のうち、当法人を主たる勤務場所とする者をいう。常勤でない理事とは、それ以外の理事をいう。
- (3) 報酬等とは、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第89条で定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益であって、その名称の如何を問わない。また費用とは明確に区別されるものとする。
- (4) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、旅費（宿泊費を含む。）等の経費をいい、報酬等とは明確に区別されるものとする。

(報酬等の額)

第3条 常勤の理事に対する報酬等の額は、各事業年度に支給する報酬等の総額が1名当たり1,000万円を超えない範囲で、社員総会において定める。

- 2 常勤でない理事に対して各事業年度に支給する報酬等の総額は、500万円を超えないものとする。
- 3 代表理事及び業務執行理事を除く理事に対して、講師謝金等を支給する場合には、別表の基準に基づき支給する。

(賞与、退職慰労金等)

第4条 当法人は、役員に対し、前条に規定する報酬等以外に、賞与、退職慰労金その他の報酬等の支給は行わない。

(報酬等の支払方法)

第5条 常勤の役員に対する報酬等は、各事業年度に支給する報酬等の総額を12で除した金額(ただし、計算の結果、1,000円未満の金額が生ずる場合は、これを切り捨てる。)を毎月15日に、本人が指定する本人名義の銀行口座に振り込む方法で支うものとする。

2 常勤でない理事に対する報酬等は、都度遅滞なく支払うものとする。

(費用)

第6条 役員が負担した費用については、これの請求があった日から遅滞なく支払うものとする。

(改廃)

第7条 この規程の改廃は、社員総会の決議により行うものとする。

(附則)

この規程は令和5年1月26日より施行する。

別表

講師謝金等	1 時間あたり	10,000 円
-------	---------	----------